

消費者庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第13条 行政文書ファイル等は、<u>消費者庁</u>の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。</p>	<p>第13条 行政文書ファイル等は、<u>当該行政機関</u>の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。</p>

別表第1 行政文書の保存期間基準 ※「保存期間」と「具体例」の列は省略

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型
1～22 (略)	(略)	(略)
23 他 ¹ の行政機関等に対する法令の規定に基づく ² 勧告、協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等に関する事項（他の項において整理されるものを除く。）	(1) <u>勧告に関する重要な経緯</u>	① 勧告に関する経緯が記録された文書
		② 勧告の内容及びその措置結果が記録された文書
	(2) <u>協議及び同意に関する重要な経緯</u>	① 協議に関する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）
		② 同意等の内容が記録された文書
	(3) <u>届出、通知、報告、資料の提出要求等に関する重要な経緯</u>	① 通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書
		② 届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書
24～26 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第1 行政文書の保存期間基準 ※「保存期間」と「具体例」の列は省略

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型
1～22 (略)	(略)	(略)
23 <u>法令の規定に基づく¹勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程</u>	(1) <u>法令の規定に基づく²勧告及び当該意思決定に至る過程</u>	① 勧告に関する経緯が記録された文書
		② 勧告の内容及びその措置結果が記録された文書
	(2) <u>法令の規定による³協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程</u>	① 他 ⁴ の行政機関等の協議に関する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）
		② 同意等の内容が記録された文書
	(3) <u>法令の規定による⁵届出、通知、報告、資料の提出用要求等及び当該意思決定に至る過程</u>	① 通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書
		② 届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書
24～26 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 (略)

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
1～22 (略)	(略)	(略)
23 他 ¹ の行政機関等に対する法令の規定に基づく勧告、協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等に関する事項（他の項において整理されるものを除く。）	(1) <u>勧告に関する重要な経緯</u> (2) <u>協議及び同意に関する重要な経緯</u> (3) <u>届出、通知、報告、資料の提出要求等に関する重要な経緯</u>	(略)
24～26 (略)	(略)	

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) (1)～(4)に記載のない文書

(1)～(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、文書管理者において個別に判断するものとする。

(6) (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 (略)

2 (略)

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① (略)

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
1～22 (略)	(略)	(略)
23 <u>法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程</u>	(1) <u>法令の規定に基づく勧告及び当該意思決定に至る過程</u> (2) <u>法令の規定による協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程</u> (3) <u>法令の規定による届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程</u>	(略)
24～26 (略)	(略)	

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) (1)～(4)に記載のない文書

(1)～(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) (略)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。